

2025年7月

2025-26 年度最低賃金の変更

2025年7月1日よりオーストラリアにおける最低賃金に変更となっておりますので、以下紹介いたします。

オーストラリアにおける労使裁定機関であるフェアワーク委員会（Fair Work Commission）により決定された 2025-26 年度の最低賃金（National Minimum Wage）は以下の通りです。

	2024-25 年度 (2024年7月 ~2025年6月)	2025-26 年度 (2025年7月 ~2026年6月)	前年比
時給	\$24.10/時 (2,272 円/時)	\$24.95/時 (2,352 円/時)	+3.5%
週給	\$915.90/週 (86,333 円/週)	\$948.00/週 (89,358 円/週)	+3.5%

(注) 円換算額は 2025年6月30日レート (94.26 円/AUD) で計算

- 業界や職種別に規定される労使裁定であるアワード（Award）ごとの最低賃金も 3.5%の上昇となっている。
- 2025年7月1日以降に開始する最初の給与期間（First full pay period）より変更後の最低賃金が適用される。
- 最低賃金で就労する労働者は約 260 万人と言われており、最低賃金で就労するフルタイム従業員の場合、年間で約 AUD1,670.00（約 157,410 円）の賃金増加となる。
- インフレ率がオーストラリア準備銀行（RBA: Reserve Bank of Australia）の目標（2~3%）の範囲内である 2.4%に収まり、2022 年後半のピークである 7.8%から

低下。インフレ率を上回る最低賃金の上昇率とすることで、近年指摘されていた実質賃金の低下を是正するもの。

- 上記の他、2025年7月1日以降、有給育児休暇（Parental Leave Pay）の取得可能日数が22週間（110日間）から24週間（120日間）に拡大される。2026年7月1日以降は26週間（130日間）に拡大予定となっている。

※ 当ニュースレターの内容に関してアドバイスなど必要でしたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。